

非常変災に伴う教育研修等の休講等基準について

公益社団法人福岡県看護協会

1 目的

- 1)教育研修等(Web研修を含む)の休講等基準は、特別警報(暴風、大雨、暴風雪及び大雪に限る)並びに警報(暴風に限る)(以下「特別警報等」という。)が発令された場合における受講者等の安全を確保することを目的として、必要な事項を定める。
- 2)「休講等」とは、休講、実施日時の変更またはオンライン等への実施方法の変更等をいう。

2 休講等の決定について

休講等については、危機管理対策本部を開催し、以下の状況を総合的に判断して決定する。

なお、福岡県等の委託研修については、委託元と協議する。

- 1)福岡県下に「特別警報等」が発令された場合
- 2)二つ以上の公共交通機関の運行が研修開催地域において運転見合わせ若しくは運休された場合

3 警報等の確認について

警報の発令及び解除並びに公共交通機関の運行状況の確認は、福岡県防災ホームページ、インターネット及びテレビ報道等によるものとする。

4 休講等の周知について

休講等が決定した場合は、原則として研修前日の15時まで(休日を挟む場合は平日の協会運営日)に当協会ホームページお知らせにて周知する。

5 研修受講者等への周知について

- 1)休講等が決定した場合は、上記4以外に必要な応じて、施設会員代表者または受講者に直接、電話・メール等により周知する。
- 2)開催当日に開催地付近の天候が急変した場合、または受講者の居住地からの移動に危険または困難が伴う場合の参加については、各受講者が判断する。

6 「特別欠席届」について

開講した場合において、受講者が2)2)、5)2)の理由により欠席した場合は、「特別欠席届」を提出することにより、欠席による不利益を与えないよう配慮する。

7 受講料等について

- 1)原則として、協会が休講と判断した場合に限り受講料等を返金するものとする。
- 2)受講料等とは、資料代、材料費等を含み、保険料等の一部経費を除く。

附則 本基準は、平成28年2月1日から施行する。

附則 本基準は、令和2年4月1日から施行する。

附則 本基準は、令和5年2月1日から施行する。